

保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No. 25
〒683-0853 米子市両三柳 877-1
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

ワクチン接種に係る新たな支援策について

厚労省より5月25日、以下の事務連絡が出されました。詳細はまだ発表されていません。

「今般、診療所ごとの接種回数の底上げと接種を実施する医療機関数の増加の両面からの取り組みにより、接種回数の増加を図るため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用し、個別接種促進のための新たな財政支援を行うこととしました。」

【個別接種促進のための財政支援(案)】

1. 診療所における接種回数の底上げを図るため、以下を交付する。

- ・週100回以上の接種を7月末までに4週間以上行う場合には、週100回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり2,000円
- ・週150回以上の接種を7月末までに4週間以上行う場合には、週150回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり3,000円

(※1)現行の接種費用の原則2,070円/回とは別途で交付。

(※2)7月末までの期間のうち、上記の週当たりの回数の要件を満たす週のみを対象。

(※3)週の考え方は、日曜日から土曜日まで。

(※4)同一の週を週100以上及び週150以上として重複しない。

(例：週150回が4週、週100回が2週あった場合、週150回以上のみが要件を満たす。なお、週100回の2週については1.の対象とはならないが、2.の対象にはなり得る。)

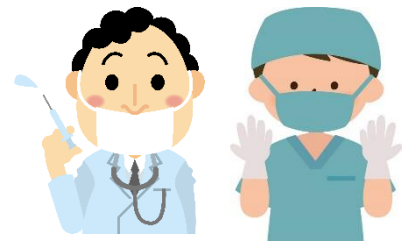
2. 医療機関(診療所・病院)が50回以上/日の接種を行った場合には、1日当たり定額で10万円を交付する。

なお、診療所は、1.の要件を満たさない週に属する日に限る。(同一日に1.と2.の支援の重複は不可)

(※5)日の考え方は、0時から24時まで。なお、24時を跨いで連続した接種を行う場合は、24時以前の日付けの分として回数を計算。

3. 病院が、特別な接種体制を確保した場合(通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合であって、休日・休診日・時間外・平日診療時間内の別を問わない。)であって、50回以上/日の接種を週1日以上達成する週が、7月末までに4週間以上ある場合には、集団接種会場と同様の扱いとし、2.に加えて、以下の支援単価による所要額を病院に追加で交付する。

医師 1人1時間当たり7,550円
看護師等 1人1時間当たり2,760円



(※6)週の考え方は1.と同様。

(※7)日の考え方は2.と同様。

(※8)特別な接種体制の確保に携わった医師・看護師等の人数と時間により所要額を算出。

(※9)緊急包括支援交付金の「時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業」と同様の仕組みを活用。

1.～3.のいずれも「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の7月までの枠組みを活用して実施するものとし、医療機関への交付は都道府県が行う。

なお、当該財政支援の対象期間は、5月10日の週から7月末までとする。